

ものづくり補助金は第 2 1 次公募と回を重ね、最も使い勝手の良い補助金として中小企業の皆様に活用されてきました。以下は今回公募の概要です。(公募要領から抜粋。製品・サービス高付加価値化枠です。グローバル枠を除きます)。

●ものづくり補助金の目的： 革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援します。

※革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、**自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することをいいます。**

本補助事業では、単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象事業に該当しません。また、業種ごとに同業の中小企業者等（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している新製品・新サービスの開発は該当しません。

●補助対象経費：機械装置・システム構築費等。

●補助率：中小企業 1/2、従業員数 20 人未満の小規模事業者 2/3。中小企業が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を 2/3 に引上げ。

※中小企業とは資本金 3 億円未満、従業員 3 0 0 人未満のいずれかを満たす企業。

●補助上限額：従業員数 5 人以下 7 5 0 万円 6～20 人 1,000 万円

21～50 人 1,500 万円 51 人以上 2,500 万円。

大幅な賃上げに取り組む事業者には、補助上限額を従業員数に応じ 100～1,000 万円の上乗せがあります。

●スケジュール

応募申請締切: 2025 年 10 月 24 日（金）17:00；採択公表: 2026 年 1 月下旬頃予定。機械等の発注・受注可能時期は 2026 年 2 月～3 月が見込まれます。

当方への申請支援申込は 9 月 2 4 日（水）までをお願いします。

●申請は電子申請です

申請には「G ビズ ID (G ビズ ID プライムアカウント)」が必要です。G ビズ ID プライムアカウントの発行には一定期間を要しますので、お早めにご準備ください。

●採択のポイント

1 事業計画の革新性を分かりやすく詳細に書くこと、自社の技術力等を活かして取り組む新製品・新サービスの開発内容を丁寧に説明すること。この点は抽象的で分かりにくいですが、事業計画書はお客様にこちらからメールでご質問し、また必要に応じ Web ミーティングを活用し当方で事業計画書を書き上げますので、ご安心ください。

2 他の申請者に差をつけ採択されるため、できるだけ多くの加点項目の認定・取得をお願いします。特に事業継続力強化計画の認定（自然災害にかかわらず事業を継続するための計画）。これは必ず取得をお願いします。ベテランの担当者でも、この加点項目が無かったため不採択となった例がありました。税別 8 万円で承ります。■